

災害事例

SAIGAI JIREI

ドラグショベルを用いて作業道を作設していたところ、谷側の路肩が崩壊して、転落

災害の概要

被災者は、作業道新設のため、ドラグショベル（バックホウ）を運転して掘削作業を行っていたところ、谷側の路肩が崩落して、ドラグショベルごと斜面を約20m転落して、運転席から放り出された。

◆ 災害の発生状況 ◆

間伐と路網整備（作業道の新設と改修）作業を受注した森林組合から、路網整備を受注した会社に所属する被災者は、ドラグショベルを運転して作業道の新設作業を一人で行っていた。林地傾斜が約55度の斜面の掘削作業を行っていたところ、作設中の作業道の谷側の路肩が崩落して、ドラグショベルごと斜面を約20m転落し、被災者は当該重機の落下地点から約4m離れた地面に放り出されていた。

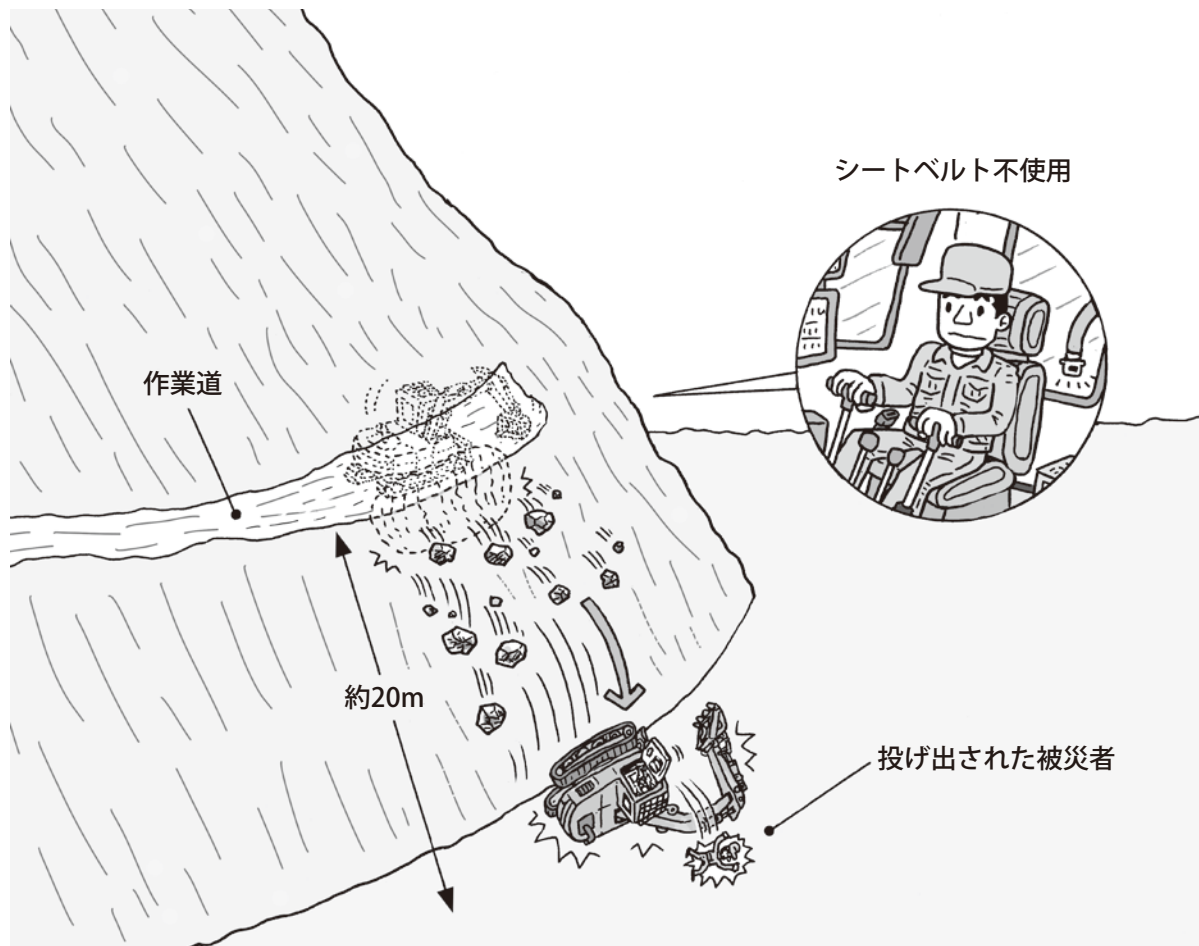
◆ 災害の発生原因 ◆

- 1 作業地は、花崗岩が風化した崩れやすい地質であったにもかかわらず、作業地の事前調査が行われず、調査結果に基づく作業計画が作成されていなかったこと。
- 2 作業に必要な幅員を確保していなかったこと。
- 3 シートベルトを使用していなかったこと。

◆ 災害の防止対策 ◆

- 1 車両系建設機械を使用して作業する際、転落、地山の崩壊等による危険を防止するため、作業地の地形、地質の状態等を調査し、その調査結果に基づく作業計画を作成し、作成した作業計画により作業を行うこと。また、作成した作業計画は関係作業者に周知すること。
- 2 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該機械の転落による作業者の危険を防止するため、路肩の崩壊防止の措置、必要な幅員の保持等を講じること。
- 3 車両系建設機械を運転する際は、シートベルトを使用すること。

※ ドラグショベルは「バックホウ」「油圧ショベル」などの名称でも呼ばれています。



〈労働安全衛生規則〉

(調査及び記録)

第154条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)

第155条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、

前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(転落等の防止等)

第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2～3 (略)

第157条の2 事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。